

国内排出量取引制度に係る 国内の動向について

2010年4月23日
環境省 地球環境局

国連気候変動サミット 鳩山総理演説

(2009年9月22日 米・ニューヨーク国連本部)

- IPCC における議論を踏まえ、先進国は、率先して排出削減に努める必要があると考えています。わが国も長期の削減目標を定めることに積極的にコミットしていくべきであると考えています。また、中期目標についても、温暖化を止めるために科学が要請する水準に基づくものとして、1990年比で言えば2020年までに25%削減をめざします。
- これは、我々が選挙時のマニフェストに掲げた政権公約であり、政治の意思として、国内排出量取引制度や、再生可能エネルギーの固定価格買取制度の導入、地球温暖化対策税の検討をはじめとして、あらゆる政策を総動員して実現をめざしていく決意です。
- しかしながら、もちろん、我が国のみが高い削減目標を掲げても、気候変動を止めることはできません。世界のすべての主要国による、公平かつ実効性のある国際枠組みの構築が不可欠です。すべての主要国の参加による意欲的な目標の合意が、我が国の国際社会への約束の「前提」となります。
- なお、先ほど触れた国内排出量取引市場については、各国で検討されている制度についての情報交換を進め、特に、国際競争力への影響や各国間のリンケージを念頭に置きながら、議論を行ってまいりたいと考えています。

地球温暖化対策基本法案の概要 (平成22年3月12日閣議決定)

法律の必要性

- 鳩山総理大臣の国連演説に基づき、地球温暖化対策を推進するため、中長期的な排出削減目標を設定し、あらゆる政策を総動員することを明らかにする必要がある。

法案の概要

目的

- 地球温暖化の防止及び地球温暖化への適応が人類共通の課題であり、国際的枠組みの下で取り組むことが重要であることにかんがみ、温室効果ガスができる限り排出されない社会を実現するため、経済の成長、雇用の安定及びエネルギーの安定的な供給の確保を図りつつ地球温暖化対策を推進し、地球環境の保全並びに現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与

中長期目標

- 温室効果ガス削減目標：公平かつ実効性ある国際的枠組みの構築や意欲的な目標の合意を前提として、2020年までに25%を削減。また、2050年までに80%を削減(いずれも1990年比)
- 一次エネルギー供給に占める再生可能エネルギーの割合を10%(2020年)とする。

基本的施策

《地球温暖化対策のうち特に重要な具体的施策》

- **国内排出量取引制度の創設(法制上の措置について、施行後1年以内を目途に成案を得る)**
- 地球温暖化対策のための税の平成23年度からの実施に向けた検討その他の税制全体のグリーン化
- 再生可能エネルギーの全量固定価格買取制度の創設その他の再生可能エネルギーの利用の促進

《日々の暮らし》

- 機械器具・建築物等の省エネの促進
- 自発的な活動の促進
- 教育及び学習の振興
- 排出量情報等の公表

《国際協調等》

- 国際的連携の確保、国際協力の推進

基本原則

- 地球温暖化対策として以下の原則を規定
 - 新たな生活様式の確立等を通じて、経済の持続的な成長を実現しつつ、温室効果ガスの排出削減ができる社会を構築
 - 国際的協調の下の積極的な推進
 - 地球温暖化の防止等に資する産業の発展及び就業の機会の増大、雇用の安定
 - エネルギーに関する施策との連携、エネルギーの安定的な供給の確保
 - 経済活動・国民生活に及ぼす効果・影響についての理解を得る等

基本計画

- 地球温暖化対策の総合的かつ計画的な推進を図るための計画を策定

《地域づくり》

- 都市機能の集積等による地域社会の形成に係る施策
- 自動車の適正使用等による交通に係る排出抑制
- 森林の整備、緑化の推進等温室効果ガスの吸収作用の保全及び強化
- 地方公共団体に対する必要な措置

《ものづくり》

- 革新的な技術開発の促進
- 機械器具・建築物等の省エネの促進
- 温室効果ガスの排出の量がより少ないエネルギーへの転換、化石燃料の有効利用の促進
- 地球温暖化の防止等に資する新たな事業の創出

➢ 原子力に係る施策

➢ 地球温暖化への適応

等

地球温暖化対策基本法案における国内排出量取引制度関係規定

(国内排出量取引制度の創設)

第十三条 国は、温室効果ガスの排出の量の削減が着実に実施されるようにするため、**国内排出量取引制度**(温室効果ガスの排出をする者(以下この条において「排出者」という。)の一定の期間における温室効果ガスの排出量の限度を定めるとともに、その遵守のための他の排出者との温室効果ガスの排出量に係る取引等を認める制度をいう。以下同じ。)**を創設**するものとし、**このために必要な法制上の措置**について、次条第二項に規定する地球温暖化対策のための税についての検討と並行して検討を行い、**この法律の施行後一年以内を目途に成案を得る**ものとする。

- 2 前項の規定による検討においては、排出者の範囲、当該範囲に属する排出者の一定の期間における温室効果ガスの排出量の限度を定める方法、当該排出者の温室効果ガスの排出の状況等の公表の制度その他国内排出量取引制度の適正な実施に関し必要な事項について検討を行うものとする。
- 3 前項の一定の期間における温室効果ガスの排出量の限度を定める方法については、一定の期間における**温室効果ガスの排出量の総量の限度として定める方法を基本**としつつ、生産量その他事業活動の規模を表す量の一単位当たりの温室効果ガスの排出量の限度として定める方法についても、検討を行うものとする。

キャップ&トレード方式による国内排出量取引制度とは

■ 排出量にキャップを設定することで総量管理を担保する。

- ・政府が排出枠(温室効果ガス排出総量の上限:キャップ)の交付総量を設定し、個々の企業に排出枠を設定する義務的な制度。温室効果ガス削減に関する中長期目標の確実な達成に資する。
- ・排出削減技術への需要が喚起され、技術革新が促される。

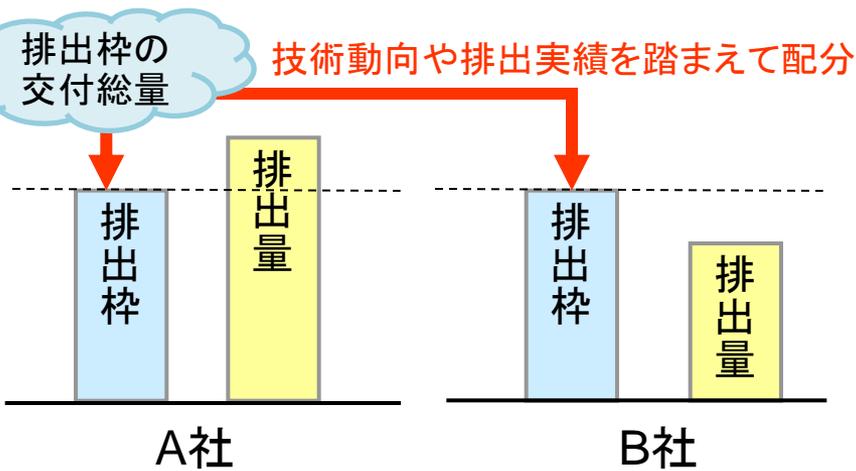
■ 炭素への価格付けを通じて経済効率的に排出削減を促進する。

- ・企業の限界削減コストが均等化され、効率的な削減技術を持った企業が優位に立つ。
- ・温室効果ガスの排出がコストとして認識され、削減対策を経済活動の一部として織り込んだ経営判断が可能となる。

■ 排出枠の取引を認め、柔軟性ある目標達成を可能とする。

- ・排出枠で経済活動が統制されるものではなく、目標達成の手段や対策技術を企業自らが柔軟に選択。
- ・景気動向等に応じた活動量の変化にも対応しやすく、成長産業についても過去の実績に縛られない発展を確保。

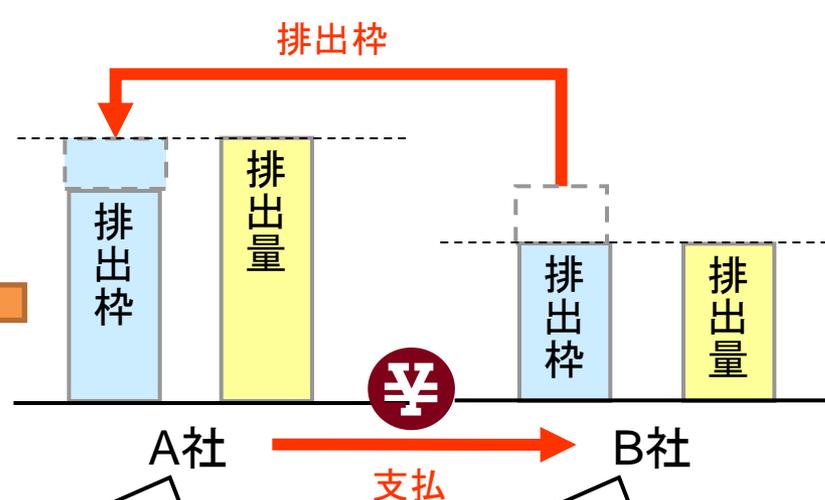
【排出枠の配分(キャップ):総量削減を担保】



更に削減するには高いコストがかかる・・・。

努力して削減したのに報われない・・・。

【排出枠の取引(トレード):削減コストの低減】



高いコストをかけずに済んだ!

努力が報われた!
更に減らそう!

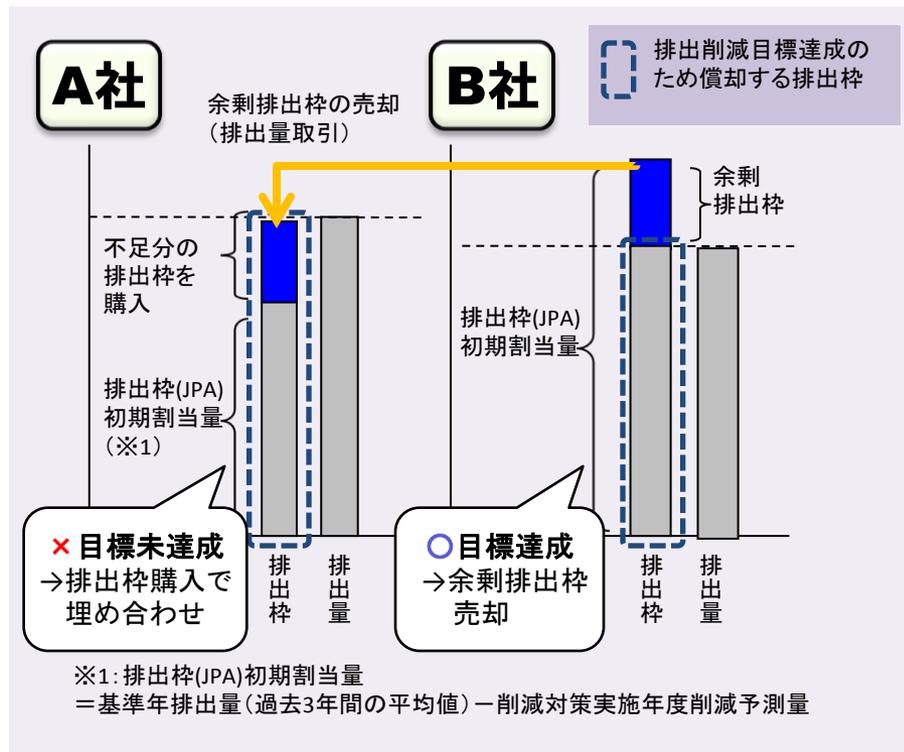
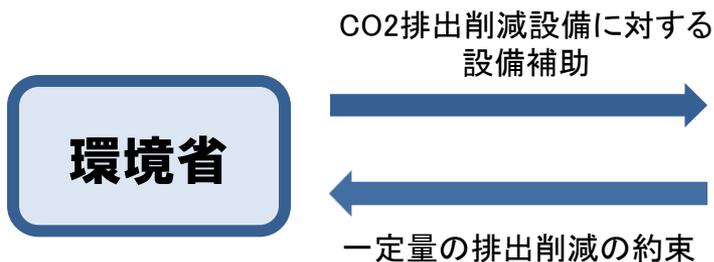
これまでの検討経緯について

- 自主参加型国内排出量取引制度(JVETS)【2005年4月～】
- 環境省国内排出量取引制度検討会【2008年1月～】
- 環境省国内排出量取引制度の法的課題に関する検討会【2008年3月～】
- 排出量取引の国内統合市場の試行的実施【2008年10月～】
- オフセット・クレジット(J-VÉR)制度【2008年11月～】

自主参加型国内排出量取引制度 (JVETS)

【1. 制度の概要】

- 環境省が2005年度から開始。
- CO2排出削減設備に対する設備補助、一定量の排出削減の約束 (**CO2排出総量目標**)、排出枠の取引により、**積極的にCO2排出削減に取り組もうとする事業者を支援し、確実に費用対効果に優れた形で削減を実現するもの。**
- 排出量取引の試行的実施の参加類型の一つ。



【2. 実績】

- これまでに、**のべ303社**が参加。
- 第3期 (2007年度) 参加者は2008年度の1年間で、**基準年度排出量の23%に相当する382,625t-CO2を削減**。削減予測量 (基準年度排出量の8.2%に相当) を大幅に上回った。
- 第3期の取引件数は23件、取引量合計は34,227t-CO2。
- 排出量のモニタリング・報告・検証のためのガイドライン、排出枠管理のための登録簿システム、排出量管理システム等、制度運用に不可欠なインフラを整備。

JVETS第1期～第5期の実績

2010年1月21日現在

			第1期(06年度)	第2期(07年度)	第3期(08年度)	第4期(09年度)	第5期(10年度)
参加事業者	目標保有参加者	タイプA	31社	58社	55社	69社	63社
		タイプB			3社	12社	6社
		タイプC		3社	3社(※2)		
	取引参加者		7社	12社	24社	公募せず(※3)	公募せず
	合計		38社	73社	86社	81社	69社
排出量の検証機関			12社	18社	20社	20社	21社
基準年度排出量合計			1,288,543t-CO2	1,122,593t-CO2	1,661,251t-CO2	3,366,188 tCO2	643,140tCO2
削減対策実施年度排出量合計			911,487t-CO2	842,401t-CO2	1,278,626t-CO2	2010年7月 確定予定	2011年6月 確定予定
基準年度排出量からの排出削減量 (基準年度比削減率)			377,056t-CO2 (29%)	280,192t-CO2 (25%)	382,625t-CO2 (23%)	同上	同上
当初約束していた排出削減量総量 (基準年度比削減率)			273,076t-CO2 (21%)	217,167t-CO2 (19%)	136,410t-CO2 (8.2%)	334,617t-CO2 (10%)	101,848t-CO2 (18.5%)
排出量取引件数			24件	51件	23件	2010年8月末 確定予定	2011年8月末 確定予定
排出量取引量			82,624t-CO2	54,643t-CO2	34,227t-CO2	同上	同上
平均取引価格(おおよその値)			1,200円/t-CO2	1,250円/t-CO2	800円/t-CO2	同上	同上

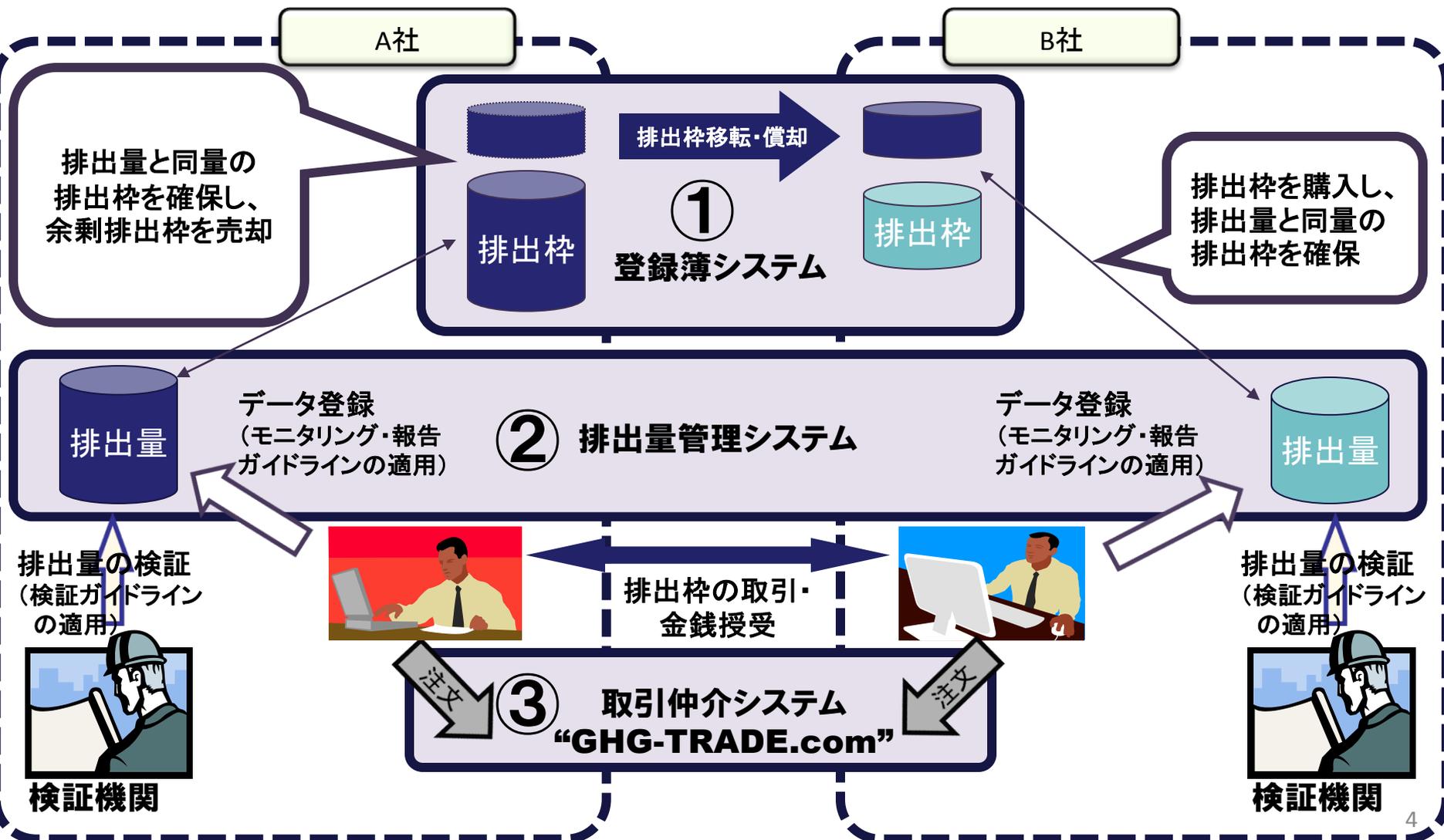
※1: 「06年度」は2006年度が排出削減実施年度であることを表す。原則として、排出削減実施年度は採択年度の翌年度となる。

※2: 第3期タイプC参加者は2007年度・2008年度の2年間に渡り、排出削減実施事業者として参加。

※3: 「排出量取引の国内統合市場の試行的実施」における「試行排出量取引スキーム」における取引参加者と一本化。

JVETSを支えるインフラ

- 排出量取引のためには、排出量のモニタリング報告・検証のためのガイドライン、排出枠管理のための登録簿システムや排出量管理システムといった基盤となるインフラが不可欠。
- JVETSの運用により、インフラの整備を行い、EU-ETS同様の運用体制を構築した。



環境省 国内排出量取引制度検討会

■ 検討内容（地球環境局長の委嘱委員により、すべて公開の場で検討）

- 国内排出量取引制度の検討に当たっての論点整理
- 導入するとした場合の具体的な制度設計・基盤整備のあり方（諸外国の動向及び我が国の実情を踏まえて）

■ 委員名簿

東北大学東北アジア研究センター教授	明日香 寿川
株式会社東京証券取引所グループ経営企画部企画統括役	伊藤 豊
新日本監査法人CSR推進部長・パートナー	大久保 和孝
早稲田大学大学院法務研究科教授	大塚 直(座長)
東京電力株式会社環境部長	影山 嘉宏
トヨタ自動車株式会社理事	笹之内 雅幸
野村ホールディングス株式会社執行役コーポレート担当	永井 智亮
中央大学大学院法務研究科教授	野村 修也
株式会社リコー社会環境本部環境経営推進室長	則武 祐二
三菱東京UFJ銀行常務取締役	平野 信行
アーガス・メディア・リミテッド 日本支局代表	三田 真己
森・濱田松本法律事務所 弁護士	武川 丈士
日本大学商学部教授	村井 秀樹
京都大学公共政策大学院・大学院経済学研究科准教授	諸富 徹
新日本製鐵株式会社環境部長	山田 健司

■ 検討日程

- 平成20年1月31日 第1回検討会の開催（その後、第2回～第6回検討会の開催）
- **平成20年5月20日「国内排出量取引制度のあり方について中間まとめ」の発表**

※中間まとめでは、国内排出量取引制度の各構成要素について、一定の方向性又はオプションが示され、我が国で導入する場合の制度オプション試案が示された。

- 平成20年6月26日 第7回検討会の開催

国内排出量取引制度の法的課題に関する検討会

■ 検討内容

- 排出枠の割当に関する憲法上の課題
- 排出枠の割当に関する行政法上の課題
- 排出枠の民事法上の法的性質及び法的位置づけ
- 国境調整措置の国際法上の論点整理

■ 平成20年度の検討日程

- 3月27日～翌3月9日にかけて、5回開催（非公開）
- **平成21年4月7日 中間報告の公表**
 - 憲法上の論点整理
 - 行政法上の論点整理
 - 取引実務面の論点整理

■ 平成21年度の検討日程

- 5月30日～11月23日にかけて、7回開催（非公開）
- **平成22年1月13日 第二次中間報告の公表**
 - 民事法上の論点整理
 - 国際法上の論点整理

→ 引き続き検討

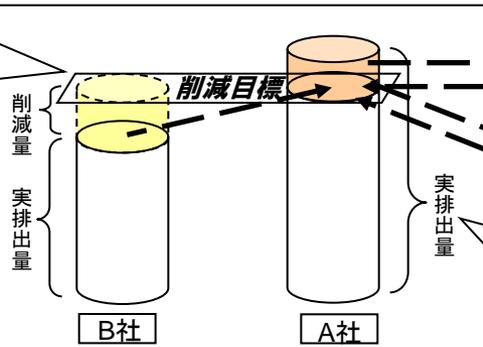
排出量取引の国内統合市場の試行的実施の概要

国内統合市場

① 試行排出量取引スキーム

- ▶ 企業が自主削減目標を設定、目標達成のため、排出枠・クレジットが取引可能。
- ▶ 総量目標、原単位目標など様々なオプションが選択可能。

自主行動計画と整合的な目標。妥当性を政府で審査。



排出量の算定・報告、検証等を実施。

② 国内クレジット

大企業等が技術・資金等を提供して中小企業等が行った排出抑制の取組を認証

協働(共同)事業

資金・技術

国内クレジット

排出削減

C社(中小企業等)

③ 京都クレジット

〔海外における温室効果ガス削減分〕

自主参加型国内排出量取引制度(JVETS)は、①の参加類型の一つ

自主行動計画への反映等を通じて京都議定書目標達成に貢献

※2008年10月に、制度の本格導入を前提とせずに開始。(運営事務局:内閣官房、経済産業省、環境省)
※近々、フォローアップ・評価を行う。

試行排出量取引スキーム 2008年度目標設定参加者の実績等について

試行排出量取引スキームにおける2008年度目標設定参加者の実績について、政府の審査・確認の結果、部門別・業種別の状況は下表の通り(総量目標設定者は8割が超過達成、原単位目標設定者は半数が削減不足)。

その後、削減不足者が、不足量の借り入れ(ボローイング)、試行排出枠や京都クレジットの購入・償却を活用した結果、すべての参加者について2008年度目標の達成を確認(なお、2008年度において行われた試行排出枠の取引は1件)。

部門	業種	排出実績								
		超過達成者数			削減不足者数			目標と実績の差分(万t-CO2)		
		総量	原単位	総量	原単位	総量	原単位			
産業	鉄鋼	1	1					624	624	
	化学等	5	4	1	3		3	36	31	5
	製紙	5	2	3	2		2	-13	8	-21
	セメント・板硝子等	4	3	1	3		3	43	45	-1
	電機・電子	10	5	5	2		2	50	8	42
	自動車 ^(注3)	1	1					125	125	
	その他製造業等	7	3	4	1		1	19	9	10
エネ転	電気事業 ^(注2)				9		9	-9,293		-9,293
	石油精製	4		4	2		2	47		47
業務その他	商社・銀行等	5	3	2	8	6	2	0.3	-0.5	0.8
運輸	航空・貨物	3	2	1				28	15	13
合計		45	24	21	30 ^(注1)	6	24	-8,333	865	-9,198

(※1)2008年度目標設定参加者(社数ベース)は204社。(※2)第三者検証は、75者中25者が受検。

(注1)削減不足者30者中、複数年度目標を設定している29者のうち27者は、削減不足分を借り入れ(ボローイング)

(ボローイングをしていない3者(複数年度目標を設定していない1者含む)は試行排出枠・京都クレジットの取引・償却により目標達成)。

(注2)電気事業参加者については、9者合計の削減不足分9,293万トンのうち、8者が京都クレジット合計6,356万トン(2008年度の試行排出量取引スキーム上で試行排出枠・京都クレジットの取引かつ償却された量のほぼ100%に相当)により償却。

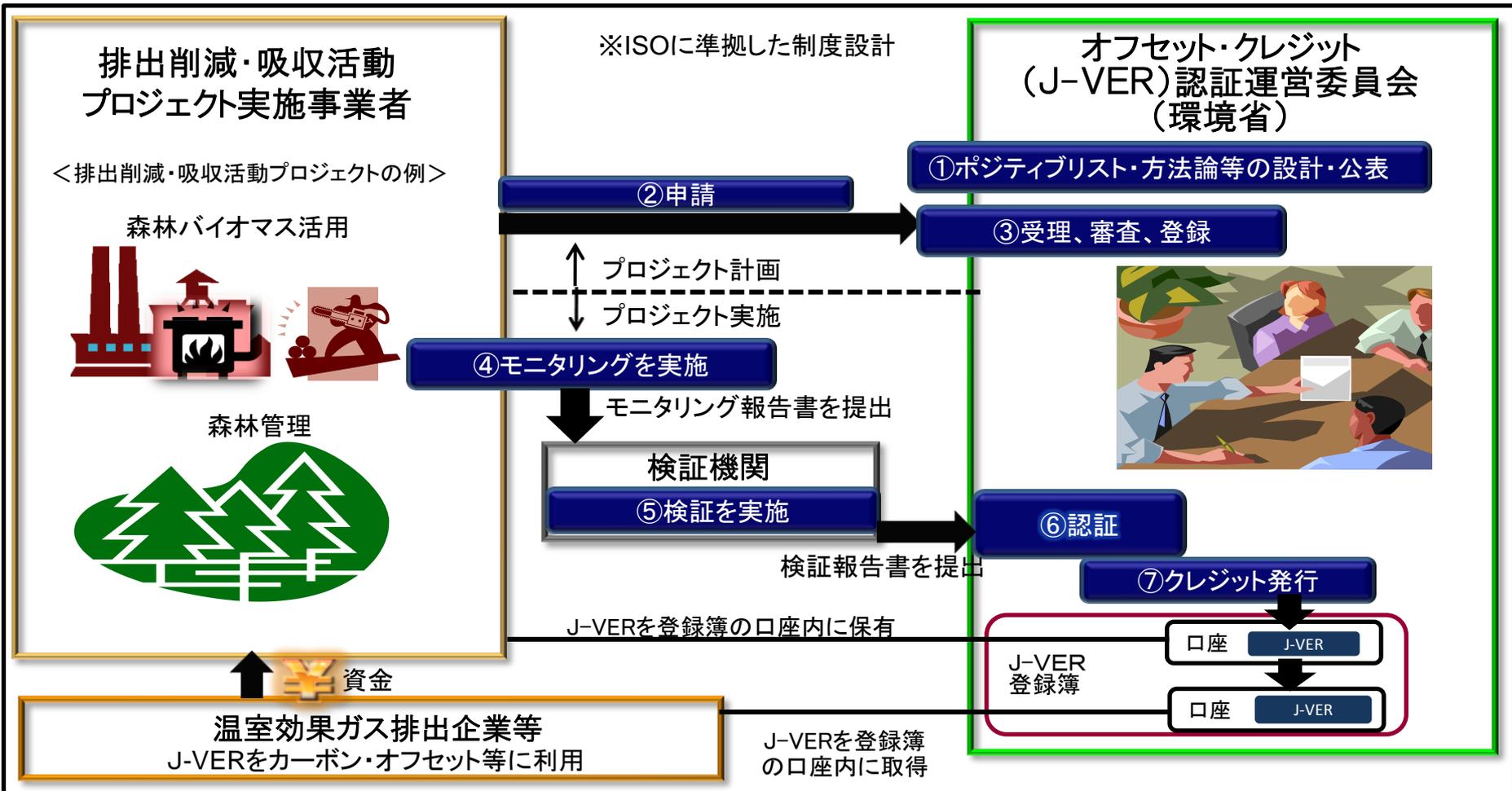
(注3)自動車製造業(自動車生産温暖化対策推進協議会)については、生産の見通しがたった段階で目標の引き上げを表明していたことを踏まえ、本年11月の自動車WGでの自主行動計画上の目標水準の引き上げ(1990年比CO2排出量▲22%→同▲25%)を行った。これに伴い、同協議会の試行排出量取引スキーム上の2008年度目標も同水準に引き上げられた。

(参考1)自主参加型国内排出量取引制度(JVETS)については、2008年度に削減を行った61者中、50者が超過削減、11者が削減不足であり、目標と実績の差分の61者合計は24.6万トン超過削減。本年8月末までに取引等を終え(取引件数23件、3.4万トン)、全ての主体が目標を達成。

(参考2)国内クレジット制度において、試行排出量取引スキームに参加し、かつ2008年度目標設定している排出削減共同実施者が保有している認証クレジットは2件・約500トンであるが、償却はなされていない。

オフセット・クレジット(J-VER)制度

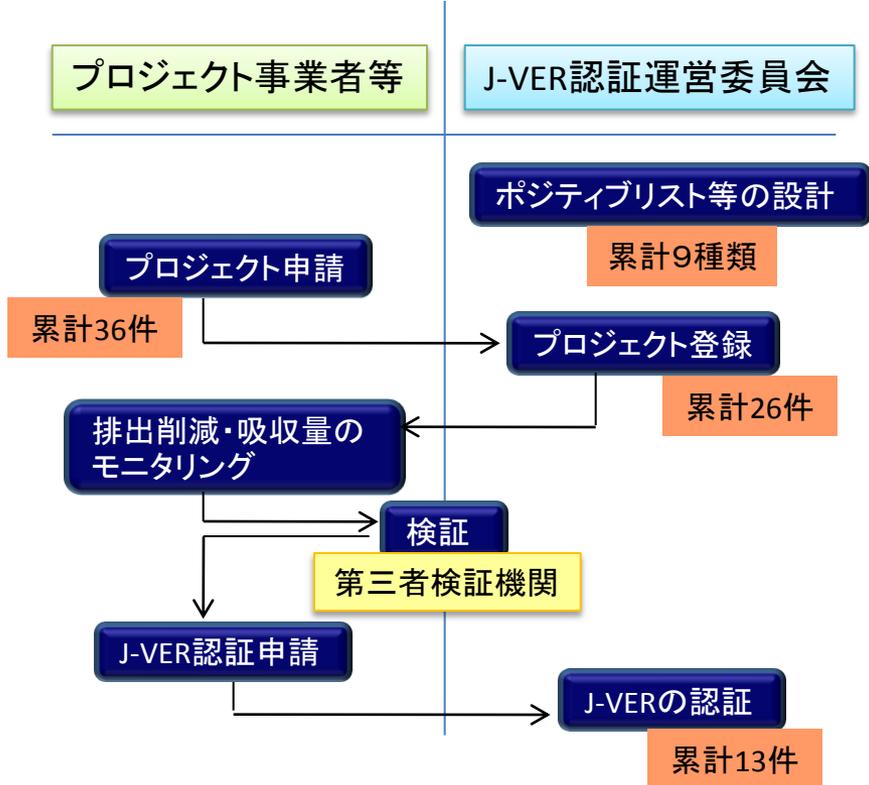
- 国内で実施されたプロジェクトによる温室効果ガス排出削減・吸収量を、カーボン・オフセットに用いられる信頼性の高いオフセット・クレジット(J-VER)として認証する制度。環境省が平成20年11月に創設。
- 本制度により、市民・企業・自治体等がカーボン・オフセットを行うための資金(J-VER購入資金)が、地方の森林整備や地域地場産業等の国内の排出削減・吸収プロジェクト事業者へ還流される。民間資金を活用して、地球温暖化対策と雇用・経済対策を一体的に推進することができるグリーン・ニューディール促進策の一つ。



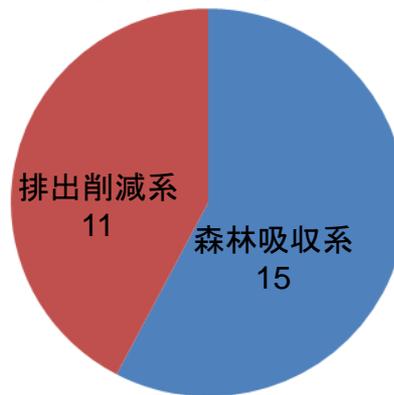
オフセット・クレジット(J-VER)制度 認証・登録等の状況

- 現時点までに、J-VER制度に登録されているプロジェクトの件数は累計26件。
- このうち13件のプロジェクトについて、オフセット・クレジット(J-VER)の認証が行われている。累計認証クレジット量は14,659t-CO₂。
- このほか、10件のプロジェクト申請を受け付けており、今後登録の審査が行われる予定。

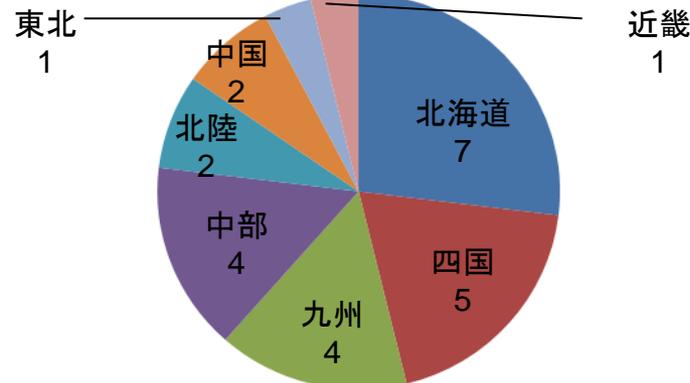
＜J-VER制度のフロー図＞



＜プロジェクト種類別登録プロジェクト数＞

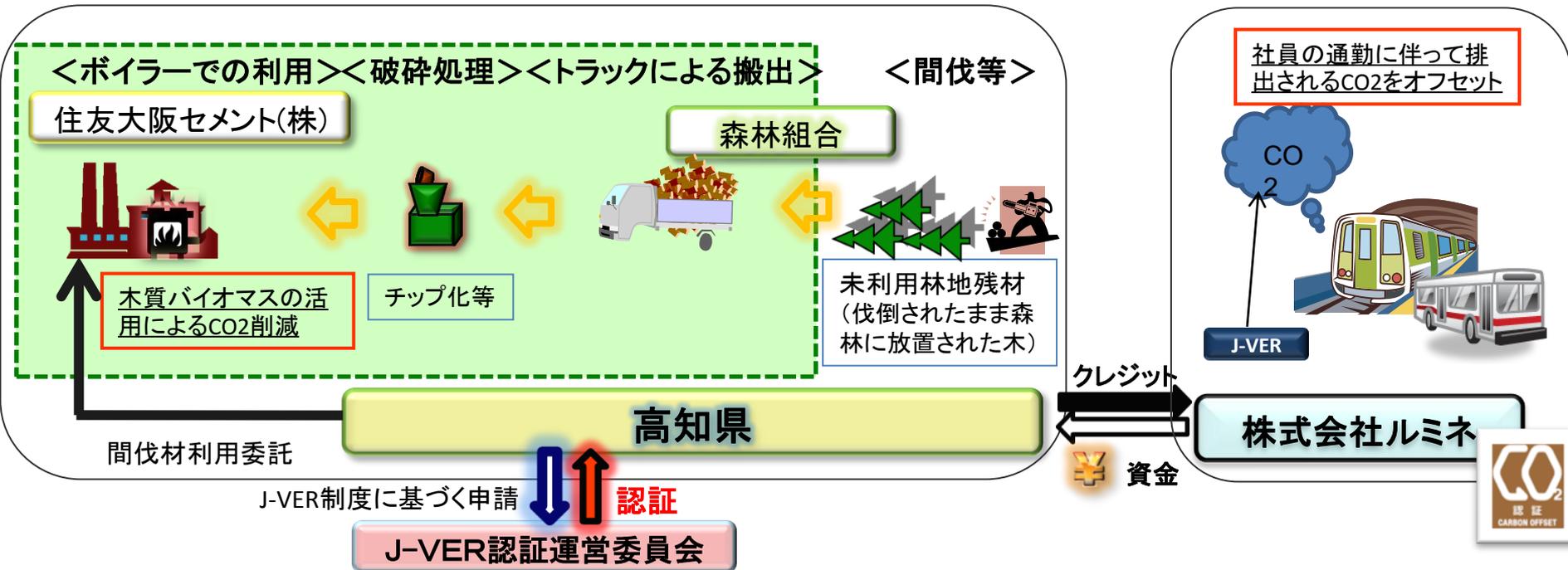


＜地域別登録プロジェクト数＞



J-VERを活用したカーボン・オフセットの事例

高知県内のセメント工場のボイラー燃料を、化石燃料から木質バイオマスに代替しCO2を削減。J-VER認証を受ける。約900t-CO2を株式会社ルミネが購入し、社員の通勤に伴い排出されるCO2をオフセット。



<その他の主な取組事例>

郵便事業株式会社	平成22年度カーボンオフセット年賀はがきにJ-VERを活用予定。年賀はがき購入者の生活に伴って排出されるCO2を定量的にオフセットする。
全日本空輸株式会社	航空機の移動に伴って排出されるCO2をJ-VERを使用してオフセットする。



最近の動向について

- 東京証券取引所 京都クレジット等取引所研究会【2008年4月～】
- 公正取引委員会 政府規制等と競争政策に関する研究会（中間報告）
【2009年9月～2010年3月】
- 財務省 環境と関税政策に関する研究会【2010年3月～】
- 東京都「温室効果ガス排出総量削減義務と排出量取引制度」【2010年4月～】

東京証券取引所 京都クレジット等取引所研究会

■ 設立経緯

- 京都議定書により温室効果ガス削減のための経済的手法が導入され、日本を含む各国で既に排出量取引が行われている中、排出量取引市場の創設に向けて、専門家からの実務的な助言を得るために設立された研究会。
- 平成21年10月29日、(株)東京証券取引所グループと、(株)東京工業品取引所は、排出量取引所創設に向けて共同出資会社を設立することに合意し、第六回以降休会としていた当研究会を、(株)東京証券取引所と(株)東京工業品取引所の共同事務局として再開した。

※当該合意に基づき、平成22年4月1日、排出量取引所設立準備株式会社(出資金1000万円)が設立された。

- 再開後、会計・税務、決済制度の二つのワーキンググループが設置され、議論が行なわれている。

■ 検討実績

第一回(平成20年5月30日開催):最近の世界の排出権取引を巡る動向 等

第二回(平成20年6月27日開催):取引対象・取引手法 等

第三回(平成20年7月25日開催):清算・決済

第四回(平成20年9月26日開催):取引参加者

第五回(平成20年10月30日開催):取引制限

第六回(平成20年11月28日開催):排出量取引所に係る検討項目

【休 会】

第七回(平成21年11月26日開催):ワーキンググループの設置 等

公正取引委員会 政府規制等と競争政策に関する研究会

■ 研究会の趣旨

- 公的規制の見直し及び関連分野における競争確保・促進政策を検討する研究会。
- これまで、外航海運(平成18年)、国際航空(平成19年)について、その実態と競争政策上の課題に関する報告書を公表している。

■ 国内排出量取引制度が取り上げられた経緯

- 排出量取引の国内統合市場の試行的実施、諸外国の動向、地球温暖化対策基本法案の国会提出を踏まえ、今後、具体的な制度設計について議論がなされていくと予想。また、同制度については、競争への影響もあると予想。
- これらの予想を踏まえ、想定される制度の内容及びそれに関する民間商取引について競争政策上の観点から論点等を検討したもの。

■ 検討実績

- 第1回(平成21年9月25日)
排出量取引制度等の概要説明、論点の提示
- 第2回(平成21年11月5日)
有識者等ヒアリング、論点について議論
- 第3回(平成22年3月23日)
中間報告書(案)について議論
- 「中間報告書」の公表(平成22年3月31日)

財務省 環境と関税政策に関する研究会

■ 研究会の趣旨

- 関税政策の観点から、環境に関する国際的な対応と貿易の関係について基礎的な調査・研究を行うために設置された研究会。
- 環境に関する国際的な対応と貿易の関係について、学識経験者等を中心として自由な意見交換を行うことを目的としている。

■ 検討実績

- 平成22年3月5日に第1回、4月22日に第2回を開催。
- 月1回程度の開催が予定されている。

【議事概要】

○第1回(平成22年3月5日)

(1)関係省より、貿易に関する気候変動対策について説明。

(2)意見交換

○第2回(平成22年4月22日)

<近日中に公開予定>

東京都「温室効果ガス排出総量削減義務と排出量取引制度」

導入背景

東京都では、2000年から「地球温暖化計画書制度」を開始し、計画的な対策の実施を求めてきたが、全体の約8割は標準レベルの取組を超えなかったことから、制度強化の方向性を打ち出し、削減結果を求める「総量削減義務と排出量取引制度」を導入。

<制度強化の方向性>

1. 削減対策に積極的に取り組まない事業所が見逃される不公平をなくす
2. 省エネ・CO₂削減を現場スタッフの努力の問題から、経営者が真剣に考慮すべきトップマネジメントの課題に
3. 総量削減義務化により、削減コストを明確な経営経費に
～省エネにコストを投入することが競争上の不利にならない経営環境づくり
4. CO₂排出総量が減らなければ、気候変動の危機は回避できない ～原単位削減対策だけでは不十分

導入経緯

<大規模事業所の総量削減義務化を提起>

2007年6月 「東京都気候変動対策方針」策定

2006年12月に設定した目標(都の温室効果ガス排出量を、2020年までに2000年比25%削減)の達成に向けた主な施策を公表。



<条例の改正・制度の導入>

2008年6月 環境確保条例改正案可決

2009年4月 改正条例・規則施行

2010年4月 総量削減義務開始

【当面のスケジュール】

- ・2010年4月から総量削減義務開始。
- ・平成22年3月31日までに、2008年度排出実績を基準とした対象事業所の指定を完了(1,332事業所を指定)。
- ・第一計画期間(2010～14年度)の義務は2015年度末までに履行。

東京都「温室効果ガス排出総量削減義務と排出量取引制度」の概要

対象	対象期間	第一計画期間:2010～2014年度、第二計画期間:2015～2019年度 (以後、5年度ごとの期間)
	対象ガス	エネルギー起源CO2 (エネルギー起源CO2以外の温室効果ガスの削減量は自らの削減義務にのみ利用可能。) ※別途、6種の温室効果ガスそれぞれについて報告義務あり。
	対象者	「前年度の燃料・熱・電気の使用量が、原油換算1500kl以上の事業所」の所有者 (1,332事業所(平成22年3月末現在))
	カバー率	都の業務・産業部門の排出量の約4割(都の排出量の約2割)
総量削減義務 (割当方法)	<p>各対象事業所の削減義務量＝「(1)基準年度排出量」×「(2)削減義務率」 (グランドファザリング方式による無償割当)</p> <p><u>(1)基準年度排出量</u> 2002年度から2007年度までの間のいずれか連続する3か年度 (どの3か年度とするかは、対象事業者が選択可能。ただし、選択した基準年度排出量については、登録検証機関の検証を要する。)</p> <p>* 基準年度排出量を過去数年間から各事業者が選択可能とすることにより、早期対策へ配慮。</p> <p><u>(2)削減義務率(第一計画期間)</u></p> <p>①オフィスビル等と地域冷暖房施設:▲8% ②オフィスビル等のうち、地域冷暖房を多く利用している事業所:▲6% ③産業部門に該当する工場等:▲6% (なお、第二計画期間における削減義務率は基準年度比約▲17%程度(平均)の見通し。)</p> <p>* 優良特定地球温暖化対策事業所(トップレベル事業所)に認定※された場合は、削減義務率を1/2又は3/4に減少。 ※CO2削減計画の策定、高効率給湯器の導入等、約230項目のチェックリストにより都が認定。</p>	

<p>排出量取引</p>	<p>都の認定を受けた以下の量を取引可能。(いずれも第二計画期間にバンキング可能)。</p> <p>①超過削減量(対象事業所が義務量を超えて削減した量)※ <small>※毎年度の排出実績量の確定後、超過削減分について取引可能。</small></p> <p>②中小クレジット(都内中小規模事業所の省エネ対策による削減量)</p> <p>③都外クレジット(都外の事業所の省エネ対策による削減量)</p> <p>④再エネクレジット(再生可能エネルギー環境価値)</p>
<p>排出量の算定・検証</p>	<p>算定した基準年度の排出量、実施年度の排出量等については、登録検証機関の検証が必要。</p>
<p>罰則等</p>	<p>義務履行期限を過ぎても削減義務が未達成の場合、措置命令(義務不足量×最大1.3倍の削減)。 その後も措置命令違反の場合、罰金(上限50万円)、違反事実の公表、知事が不足量を調達し、その費用を請求。</p>